

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 79 号

函館市職員退職手当条例の一部改正について

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 12 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例

函館市職員退職手当条例（昭和 59 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 第 1 項第 1 号および第 2 号を削り，同項第 3 号中「第 3 号区分」を「第 1 号区分」に改め，同号を同項第 1 号とし，同項第 4 号中「第 4 号区分」を「第 2 号区分」に改め，同号を同項第 2 号とし，同項第 5 号中「第 5 号区分」を「第 3 号区分」に改め，同号を同項第 3 号とし，同項第 6 号中「第 6 号区分」を「第 4 号区分」に改め，同号を同項第 4 号とし，同項第 7 号中「第 7 号区分」を「第 5 号区分」に改め，同号を同項第 5 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 第 6 号区分 2 万 4, 400 円

第 7 条の 4 第 1 項第 8 号中「第 8 号区分」を「第 7 号区分」に改め，同号を同項第 7 号とし，同項第 9 号中「第 9 号区分」を「第 8 号区分」に改め，同号を同項第 8 号とする。

附 則

この条例は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

退職手当の調整額を計算する場合における職員の区分および当該区分に応じて定める調整月額を改めるため